陳情第５号

新型コロナウイルス感染症対策条例及び本条例に基づく実施事項につき見直しを求める陳情書

（要旨）
新型コロナウイルス感染症対策条例（以下、本条例という）第３条乃至第４条につき、市の施策が適切か不適切かの評価・監視を議会において責務を果たし、市に改善を求める決議を採択することを要望する。

（項目）
本条例は、先般、令和２年度６月議会において成立された。同年８月、新型コロナウイルス感染症対策本部において、学校・保育所等の感染発生時の集団ＰＣＲ検査実施について決定された。
市民の安心の確保という点は、市政・行政の立場から当然の責務ではあるが、新型コロナウイルスについては、検査に採用されているＰＣＲ検査（以下、本検査という）につき、本検査は研究用に過ぎないこと、本検査の結果をもとにした感染者数の解釈の誤りがあるという指摘があることから、本検査の拡大等、多様な意見・見解があることが確かである。感染症に対する疫学的基礎含む基礎知識等、新型コロナウイルス対策本部に医療・感染症学の専門家を配置し、多様な見地からの意見を踏まえ、市民に公表し、市民に対して啓発・啓蒙の実施は、本条例における市として当然におこなう責務である。
流山市議会（以下、本議会という）は、本条例第４条に基づき、市民に対する細やかな情報を提供・共有できているかの責務、市の施策の監視及び評価をおこなう責務がある。しかし、上記のことから、市がおこなう施策の現状は、不適切であることは明らかである。本議会は本条例第４条に基づくその責務を果たし、市に改善を求める決議をおこない、採択されることを求めるものとする。

令和２年８月２４日

陳情者
[redacted]

流山市議会議長　青野　直　様